

「安全管理規程」に基づく情報公開（行政処分）

平成27年5月5日、当社の乗合バスが青森市のみちのく有料道路「みちのくトンネル入り口付近」において、右後輪タイヤ2本が脱輪事故を惹起したことにより、平成27年5月22日及び平成27年7月24日に行政監査が行われました。

その結果、平成27年9月18日に行政処分及び警告を受け、改善措置を講じましたので、当社安全管理規程第四章第十七条の2に基づき公開致します。

- 【対象】 三本木営業所
- 【処分内容】 使用停止処分日車数 20日車
文書警告
- 【違反事項】 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守してなかった。
(道路運送法第27条第2項)

- (1) 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (2) 道路運送車両法の保安基準に適合していない事業用自動車を実行の用に供していた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第41条、第47条)
- (3) 点呼の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)
- (4) 乗務等の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- (5) 点検整備記録簿の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第49条)

【改善措置】

- ① 法の定める指針に基づき「運転者に対する指導及び監督」を行うように致しました。あわせて、安全運行と接遇事項の教育に加え、整備管理者により日常点検方法（特にボルトの点検）に対する教育の取り組みを致しております。
- ② 法の定める「車両の保安基準の維持」について、適正な部品の使用及び混用を防止のため部品に関する知識及び技能の向上するための講習会を実施し、特にタイヤ交換後の走行距離に応じて実施する「増し締め」について、車両ごとの実施記録を整備管理者により確認し、安全運行の取り組みを致しております。

- ③ 法の定める「点呼の記録」について、運転者ごとの点呼を行った旨、報告、確認、点呼執行時間等を適切に記載するよう点呼執行者に指導し、あわせて、点呼簿について、営業所長により記録を確認し、指示する取り組みを致しております。
 - ④ 法の定める「運転者が乗務したときの記載事項」について、特に、発着時刻及び走行距離を適切に乗務報告書に記載するよう運転者に指導し、あわせて、点呼執行者及び運行管理者により安全運行を確認する取り組みを致しております。
1. ⑤ 法の定める「点検整備記録簿の記載」について、必要な点検整備をしたとき、点検整備記録記載を保安上の基準に基づき記録させるとともに、整備管理者により確実に点検整備されているか車両別の記録を確認し、再発防止に対する取り組みを致しております。